

**高齢者の生活支援と通いの場の活性化事業業務委託  
審査基準表**

審査項目		審査内容	5段階評価	得点
1	事業の趣旨等への理解	事業の趣旨や目的を十分に理解した提案となっているか。	／5 ×2	10
2	業務遂行能力	提案内容を確実に履行可能な組織体制であるか。	／5 ×1	5
		事業を実施するにあたり、必要な知見があるか。 (高齢者の生活支援や介護予防に関する実績があるか。)	／5 ×2	10
3	事業の企画・運営	①自治体職員・生活支援コーディネーター向け研修 生活支援に見識のある講師を選定し、先進事例の紹介や専門的な知見、グループワーク等を含んだ実践的なプログラムとなっているか。	／5 ×2	10
		②高齢者の生活支援に係る実態把握調査 生活支援に係る課題を的確に抽出・分析し、県の生活支援共創プラットフォーム構築の基盤となる質の高い報告書が作成できる計画であるか。	／5 ×2	10
		③多様な主体リストの作成 地域資源を網羅的に発掘・可視化し、住民や支援者が利活用しやすい形式で情報を公開するための具体的かつ実効性のある仕組みが提示されているか。	／5 ×2	10
	(2)通いの場の魅力向上の提案	①県内の通いの場に関する調査 通いの場の現状や課題を収集・分析することで、魅力向上に向けた有効な提言を導き出せるか。	／5 ×2	10
		②通いの場の充実に資する協力団体の発掘 多様なニーズに応えられる協力団体を幅広く開拓し、それらを住民が利用しやすい「メニュー化」まで落とし込めるか。	／5 ×2	10
		③モデル自治体への支援及び報告会の開催 モデル自治体への伴走支援を通じて得られた成果を整理し、他自治体がノウハウを共有・活用できる報告会を企画できるか。	／5 ×2	10
4	スケジュール	計画的な業務スケジュールとなっているか。	／5 ×1	5
5	事業経費	必要な経費が適切に積算、計上されているか。	／5 ×1	5
		提案価格に優位性はあるか。 5点×(全提案者のうち最低提案額/本提案者の提案額) ※「全提案者のうち最低提案額/本提案者の提案額」は小数点以下切り捨て	／5 ×1	5
合計				100

**【審査方法】**

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である350点（満点500点×7割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である350点（満点500点×7割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

**【評価基準（5段階）】**

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案